

低入札価格調査制度の調査基準価格及び
最低制限価格制度の最低制限価格の算出方法の変更について

令和元年 5 月 16 日
沼津市財務部総務課

「沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領」「沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領」及び「沼津市建設工事関連業務最低制限価格制度実施要領」を令和元年 6 月 1 日（同日以降に入札公告等を行う建設工事及び建設工事関連業務の契約の入札）から以下のとおり一部改正しますのでお知らせします。

沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領 第 3 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 第 6 条第 2 項、第 3 項 沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領 第 3 条第 1 項、第 2 項、第 3 項	
改正前	改正後
<p>【基準価格】 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額</p> <p>【範囲】 予定価格の 7. 0 / 1 0 から 9. 0 / 1 0</p>	<p>【基準価格】 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、予定価格算出の際の消費税及び地方消費税を考慮して得た額</p> <p>【範囲】 予定価格の 7. 5 / 1 0 から 9. 2 / 1 0</p>

沼津市建設工事関連業務最低制限価格制度実施要領

第 3 条第 1 項、第 1 項第 5 号、第 2 項、第 3 項、第 4 項	
改正前	改正後
<p>【基準価格】 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額</p> <p>測量業務【範囲】 予定価格の 6. 0 / 1 0 から 8. 0 / 1 0</p> <p>地質業務【計算式】 直接調査費 × 1. 0 0 間接調査費 × 0. 9 0 解析等調査業務費 × 0. 8 0 諸経費 × 0. 4 5</p>	<p>【基準価格】 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、予定価格算出の際の消費税及び地方消費税を考慮して得た額</p> <p>測量業務【範囲】 予定価格の 6. 0 / 1 0 から 8. 2 / 1 0</p> <p>地質業務【計算式】 直接調査費 × 1. 0 0 間接調査費 × 0. 9 0 解析等調査業務費 × 0. 8 0 諸経費 × 0. 4 8</p>